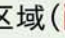


第一種区域見直し後の措置について

経過措置及び新たな施策


1 経過措置〈対象は 部分です〉

【住宅防音工事】

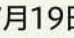
今回指定解除する第一種区域(部分)において、昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として、平成25年7月31日までに工事の希望届を提出された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事の助成を行います。

なお、住宅防音工事の対象となる建物を建て替えた場合も住宅防音工事の対象となる場合があります。


【機能復旧工事】

今回指定解除する第一種区域(部分)において、住宅防音工事により設置した空気調和機器及び防音建具のうち、工事完了後10年以上経過し、その機能の全部又は一部を保持していない空気調和機器及び防音建具を対象として、平成25年7月31日までに工事の希望届を提出された方に対し、従来と同じ内容で機能復旧工事の助成を行います。

2 新たな施策(告示後住宅に対する防音工事の助成)〈対象は 部分です〉

当面、区域見直し後の85WECPNL以上の区域内(部分)において、昭和56年7月19日から平成3年7月18日までに建設された住宅を対象に住宅防音工事の助成を行います。

拡大区域〈対象は 部分です〉

今回新たに指定した第一種区域(部分)において、平成24年1月30日までに建設された住宅を対象として、住宅防音工事の助成を行います。

※住宅防音工事について

住宅防音工事は、住宅の所有者又は居住者の皆様方の申請に基づき行われる補助事業です。具体的な工事の内容や手続き等については、同封しましたパンフレット(住宅防音工事のあらまし)をご覧ください。

お問い合わせ先

南関東防衛局 企画部 住宅防音第1課・2課 [電話]045-211-7113

南関東防衛局からのお知らせ

浜松飛行場周辺の 住宅防音工事対象区域^(第一種区域) 等の見直しについて

浜松飛行場に係る住宅防音工事対象区域(第一種区域)等の指定及び指定解除を平成24年1月30日の官報で告示しました。
住宅防音工事対象区域等の指定解除については、平成25年8月1日から適用されます。

これは、浜松飛行場に係る住宅防音工事対象区域(第一種区域)等について、最終の指定告示(昭和56年7月18日)から約30年が経過し、その間、航空機の騒音状況に変化が見られることなどから、平成20年度から22年度にかけて騒音度調査を実施し、その結果に基づき、同区域を指定及び指定解除することとなり、官報で告示したものです。


お断り

このパンフレットは、住宅防音工事対象区域の見直しについて知っていただくため、その対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けた全ての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。




浜松飛行場周辺における住宅防音工事対象区域図


経過措置〈対象は 部分です〉

今回指定解除する第一種区域( 部分)において、昭和56年7月18日までに建設された住宅を対象として平成25年7月31日までに希望された方に対し、従来と同じ内容で住宅防音工事及び機能復旧工事の助成を行います。

拡大区域〈対象は 部分です〉

今回新たに指定した第一種区域( 部分)において、平成24年1月30日までに建設された住宅を対象として、住宅防音工事の助成を行います。

新たな施策〈対象は 部分です〉

当面、区域見直し後の85WECPNL以上の区域内( 部分)において、昭和56年7月19日から平成3年7月18日までに建設された住宅を対象として、いわゆる告示後住宅に対する防音工事の助成を行います。

※昭和56年7月18日以前に建設された住宅は、従来から助成対象となっています。

凡例

- | | | | |
|---|--------------------|---|-----------------|
|  | 防衛施設 |  | 工法区分線(新) |
|  | 第一種区域(昭和54.8.31告示) |  | 外郭防音対象区域の外郭線(新) |
|  | 第一種区域(昭和56.7.18告示) |  | 第一種指定解除区域 |
|  | 第一種区域(新) | | |



各区毎の詳細図は別紙のとおりです。より詳細な対象区域図(縦覧図)は、浜松防衛事務所に備え付けています。